

質問第四号

いわゆる「ストックホルム合意」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年九月十六日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿



いわゆる「ストックホルム合意」に関する質問主意書

二〇一四年五月に日本と北朝鮮の間でいわゆる「ストックホルム合意」が結ばれました。政府の対応について質問します。

一 政府はこの合意について、いまも有効だと判断していますか。そうだとすればその理由をお答えください。あるいは北朝鮮との間で新しい合意を行う意思がありますか。その認識をお示しくください。

二 北朝鮮はこの合意は「死文化」したとして、特別調査委員会も解散しました。相手のある外交交渉において、合意が崩れたとき、それでも有効だと判断するならば、それはなぜですか。相手が否定しているのに有効だとするのなら、どんな外交戦略を構想しているのですか。その認識をお示しくください。

三 日本政府において、東アジア外交における北朝鮮の位置づけはどのようなものですか。その歴史認識をお示しくください。

右質問する。